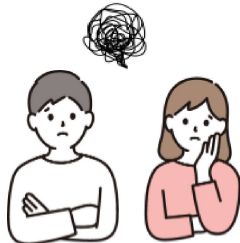


# 顧問サービスのご案内

## 顧問契約とは・・・

毎月一定の顧問料をお支払い頂くことで、税務もしくは労務に関するご相談や顧問業務内に含まれる書類作成やチェックなどをご利用いただける契約スタイルとなります。

顧問になることで継続的に御社のご状況を把握できることからスポットでの関与に比べてより長期的目線による適切なアドバイスが可能となるだけでなく、専門知識をもった者による一部法定書類や給与計算のチェック機能も含まれておりますので御社の経営を多方面からサポート致します。



- ・自社の管理体制が法律に反していないか不安
- ・専門家に気軽に相談できる環境がほしい
- ・中長期的視点でアドバイスが欲しい

顧問契約をご成約の方は通常に比べて各種料金（諸届出、申告、申請書類など）がお安くなる顧問割引がございます。



## プランのご紹介

### 税務顧問プラン業務内容

- ・会計チェック
- ・会計指導、試算表完成支援
- ・税務相談、節税相談
- ・法改正等に関するご相談（インボイスなど）



会計資料は融資を受ける際や助成金などの制度を利用する際に必要となる書類のため日ごろからの管理が重要です。

### 労務顧問プラン業務内容

- ・御社で行った給与計算のチェック
- ・各種社会保険に関するご相談
- ・従業員トラブルなどの労務相談
- ・法改正等に関するご相談（60時間超割増賃金など）



### 共通業務（税務または労務顧問ご契約の場合にご利用頂けます）

- ・一般的な経営相談、アドバイス
- ・毎月当事務所オリジナルの事務所通信のご提供
- ・給与に関する源泉所得税、特別徴収地方税の電子納税支援

弊所では身近な例を交えて皆様が十分にご理解していただけるよう、出来るだけわかりやすく丁寧な説明を心掛けております。

ご連絡手段としてビジネスチャットを利用しておりますので、お時間がなかなか取れないお客様もお気軽にご相談いただける環境です。

また各お手続きのみならずデジタルソフトの導入支援も行っております。

詳しい料金につきましては御社のご事情をお伺いしたうえで書面にて提示致します。



フジハラ税理士社労士事務所

〒270-2253 千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201

基本営業時間...月～金 9:00～17:30 休業日...土日祝、12月29日～1月3日他